

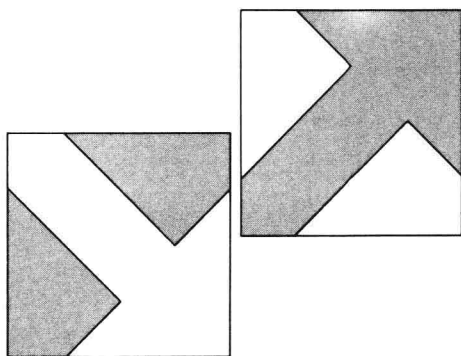
営業マンの財務分析

荒井廣文編著

社団法人 金融財政事情研究会

営業マンの財務分析

荒井廣文編著



社団法人 金融財政事情研究会

営業マンの財務分析

昭和53年10月6日 印刷発行

検 印

省 略

編著者 荒 井 廣 文

発行者 戸 部 虎 夫

印刷所 奥 村 印 刷 株 式 会 社

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政

電話東京 (355) 2251 (出版事業部直通)

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

電話東京 (358) 0011 (大代)

東京都新宿区南元町 19 〒160 振替 東京 8-155845

2034-00396-1409

落丁・乱丁本はおとりかえします。

債権管理に役立つ財務分析の基本

——「はしがき」にかえて——

本書は、筆者らが講師となった某大手商社の研修会資料に手を加えて、1冊のテキストにまとめたものである。

あえて、テキストと称するように、内容は必ずしもやさしく、また面白い読物というわけにはいかないが、試みに最初から終わりまで、多少の苦痛にたえて、一読してくだされば、ビジネスマン諸氏のために必ず役立つように工夫してある。

企業にとって、取引先に対する債権の管理が非常に重要であることはいまさらいうまでもないが、最近のように不況が長引くと、不良債権の発生は企業の死活問題につながるおそれがあり、そこまでいわなくても、その取引先に関係した人々にとって一大不祥事となることはまちがいない。

この際、多少の時間をさいても、債権管理についての勉強を再び始めてほしいと思っている。それは、ゴルフや麻雀ほどに楽しいものではないが、理解が深まるにつれて取引先に対する見方が変わってくるし、その結果、こうむるべき不良債権の被害が少しでも避けられるとしたならば、おそろくこんな嬉しいことはあるまい。

本書は、財務分析を中心としてはいるが、その周辺を含めた財務に関するひとつの知識を要約したものである。

本書の特徴は、

- ① 多少読みにくいという批判をあえて覚悟しながら、経験的にビジネスマンのもつべき素養として必要と思われる事項をひとつ網羅し、しかもけってその程度を下げなかった。

- ② 一般に、この種の書物は、条件をそろえておいてそれを説明するという体裁のものが多く、実務の世界ではその条件をどうして考えるかが問題となるので、本書では、たとえば取引先から資料が入手できないときはどうするか、といったきわめて実践的な取上げ方をしている。
- ③ 本文の説明の間に、各種のケース・スタディを設け、具体的な計算方法や突合せの方法とその結果の読み方をかなり詳細に述べてある。設例は、筆者らが仕事のうゑで直面したケースを中心としている。ペンと電卓をとり、実際にこれを追跡してくだされば一層理解が深まるはずである。
- ④ 最近、企業の人間が取引先におもむき、立入調査を行なう例がふえている。しかし、不慣れなためどうしてよいかわからないという声も多い。そこで、最後に多少紙幅をさいて、会計監査の方法を実務的に噛みくだいた「立入調査の要領」を特に1章を設けて追加した。

の諸点にある。

類似の書物は数多く刊行されており、それぞれ立派な内容をもっているが、あえて本書をこれに加えることによって、読者諸氏の実務に一層役立てば幸いであると思う。

昭和53年8月

監査法人サンワ東京丸の内事務所

編著者代表 荒井 廣文

目 次

債権管理に役立つ財務分析の基本（「はしがき」にかえて）

第1章 財務分析の概念	1
1. 財務分析とはどういうもので、なぜ必要か	1
2. 財務分析の手法	2
3. 財務分析の使い方とその限界	3
第2章 簿記会計の基礎知識	4
1. 簿記会計の準拠法令等	4
2. 財務諸表等とはなにか	5
3. 簿記会計の基本的考え方	5
4. 財務諸表等の限界	7
5. 複式簿記の仕組み	8
6. 原価計算の方法	14
■ケース・スタディ No. 1 簿記の仕訳から決算まで	20
■ケース・スタディ No. 2 製造原価計算の具体例	32
第3章 決算書の見方	44
1. 財務分析に必要な財務資料	44
2. 入手した決算書の表示内容について留意すべき事項	46
第4章 粉飾と金融取引の発見方法	50
1. 粉飾および金融取引とはどういうことか	50
2. 発見方法の基本的姿勢	52
3. 粉飾の発見方法	54

4. 金融取引の発見方法	58
■ケース・スタディ No. 3 決算書と法人税申告書との突合せ	61
第5章 財務分析の手法	82
1. 取引先財務データ分析システム	82
2. 主要財務比率の計算方式等の説明	90
3. 企業の収益性, 安全性, 成長性の検討	99
■ケース・スタディ No. 4 財務分析の実例	101
第6章 企業の収益性の検討	106
1. 損益計算書の見方	106
2. 損益計算書の比較検討	107
3. 資本の運用効率	108
4. 付加価値分析	110
5. 損益分岐点分析	113
6. 利益増減分析	116
第7章 企業の安全性の検討	118
1. 正味資力	118
2. 金融バランス	120
3. 支払準備	123
4. 売買サイトの対応状況	123
5. 固定資産原資の調達状況	124
6. 投下資本の調達状況	124
7. 借入限度	125
8. 期間的な資金の運用, 調達の状況	126
9. 企業の安全性についての日常的な見方	126

第8章 企業の成長性の検討	130
1. 成長性検討の考え方	130
2. 成長性検討のポイント	131
■ケース・スタディ No. 5 企業の収益性, 安全性, 成長性の具体的な検討例	134
■ケース・スタディ No. 6 付加価値分析の具体例	149
■ケース・スタディ No. 7 損益分岐点の計算例	154
第9章 資金繰りの検討	158
1. その意義	158
2. 資金繰り検討のポイント	160
3. 金融の方法	160
4. 資金不足額の算定	165
5. 資金運用表の検討	173
6. 資金繰り表の検討	176
7. 金融機関取引状況の検討	183
■ケース・スタディ No. 8 資金不足額の算定方法	186
■ケース・スタディ No. 9 資金運用表および資金移動表による資金の運用・調達状況の検討例	191
■ケース・スタディ No. 10 期首貸借対照表と資金繰り予想表だけが入手できたときの予想損益計算書, 予想貸借対照表の作成例	196
第10章 立入調査の要領	205
1. 調査の姿勢	205
2. 基本的事項の質問	206
3. 事前の準備	207

4. 決算書と会計帳簿等との突合せ.....	209
5. 粉飾の発見方法.....	210
6. 簿外負債の発見方法.....	214
7. 金融取引の発見方法.....	216
8. 以上に付随して留意すべき事項.....	219
索引.....	222

第1章 財務分析の概念

財務分析がどんなもので、どのように使われるかということは本書を一読されればおのずとご理解いただけるはずであるが、はじめにその概念を要約して説明する。

こんなものかという程度にお読みいただければよいと思う。

1. 財務分析とはどういうもので、なぜ必要か

(1) 財務分析とは、財務諸表その他の経営の動きを計数化した企業の経営資料を各種の手法を用いて計数分析することにより企業の内容、実態をつかむことである。したがってまた、どこに経営上の問題点があるかという経営のあり方をつかむことでもある。

(2) 企業の採算の状態、財務構成の良し悪しの状態、資金繰りの状態等についてなぜそうなったか、また次の期間にはどのようになっていくことが予想されるか、したがって経営はそれにどう対処していくべきかということを考えるための一つの判断資料収集手段である。

(3) 財務分析は企業調査の一手段である。企業調査の方法は、一般的に、①経営体制・経営活動の検討、②業界そのものおよびそのなかでの当該企業の地位・役割の検討、③財務分析による計数面からの検討、という三つの観点からの検討による総合判断といわれているが、財務分析はこの③の検討をいう。特に、財務分析は企業調査を勘から計数への転換による科学

的な調査手法に導くものであって、企業調査の端緒から日常的な叩き台、そして結論までをリードするその羅針盤としての役割を担っている。

2. 財務分析の手法

財務分析の検討項目は、大別して企業の収益性の検討、安全性の検討、成長性の検討、資金繰りの検討に区分するのが普通であるが、これらを手法的に分類すると次のようになる。

(1) 実数の増減分析による方法（増減法）

数期間の財務諸表等により実数の増減を分析する。資金運用表による分析、利益増減分析法による分析等。

(2) 趨勢分析による方法（趨勢法）

数期間の財務諸表等により期間的な傾向を分析する。比較貸借対照表、比較損益計算書というような形式で一般的によく使われる。当該企業ばかりでなく同業他社比較、標準指標比較（たとえば業界公表資料、中小企業庁公表の中小企業の経営指標等との比較）として検討されることが多い。

(3) 比率分析による方法（比率分析法）

1期または数期の財務諸表等を個別および比較のかたちで比率によって分析する。

① 静態比率 貸借対照表の諸科目間の比較による。流動比率、負債比率等。

② 動態比率 貸借対照表と損益計算書の諸科目間の関係比率による。各種資産・負債の回転率、回転期間。

③ 損益に関する比率 (i)損益計算書の諸科目間の関係比率による。売上総利益率、売上高対支払金利比率等。(ii)投下資本に対する損益の比率による。各種の資本利益率。

(4) その他の特殊な分析方法（特殊分析法）

損益分岐点分析、付加価値分析、資金繰りおよび資金不足額の検討等。

3. 財務分析の使い方とその限界

(1) 財務分析の手法そのものはかなり公式化されており、資料が整備されていればあまりむずかしいことはない。むしろ出てきた分析結果の読取り、判断がむずかしい。当該企業および業界に対する総合的な知識・判断の集積が必要である。

(2) 入手した財務諸表等はそのままでは財務分析資料として使えないことが多い（特に中小企業の場合）。各科目の分類や表示方法を検討してその意味を理解し、必要に応じて組み替えて考えなければならない。簿記会計の基礎知識が必要なゆえんである。

(3) 財務諸表等の正確性の程度が問題となる。粉飾や金融取引（融手ないしそれに類似した手形を入手するための取引）を含む財務諸表等を分析しても正しい答は出てこない。粉飾、金融取引の態様、発見方法を知らなければならない。ただし、このことから逆に粉飾や金融取引発見の端緒をつかむための財務分析の使い方が考えられる。

(4) 財務分析の結果は一つの手法による判断よりもむしろ各種手法の相関関係の比較として判断されることが必要である。また、期間比較、同業他社比較、標準指標比較も重要である。偏った結果による判断は事実を読み誤り、むしろ危険である。

(5) 各種手法による財務分析の結果は、あくまで計数面からの分析にとどまるので、計数以外の経営の動きや業界の動きからこれを確かめ、その合理性を納得しなければならない。ただし、逆に計数以外の認識・判断が財務分析によって補正される場合のあることを忘れてはならない。

(6) 財務分析の基本的姿勢は、分析結果を素直に信じて事足りりとするのではなく、「なぜそうなるか」という疑問の連続でなければならない。繰り返し疑問を解明する過程でしだいに問題点が浮彫りになってくるはずであり、そこに企業経営の反映であるべき財務計数を分析する意味がある。

第2章 簿記会計の基礎知識

財務分析を効果あらしめるためには、どうしても簿記会計についてのひととおりの知識が必要である。財務分析の素材が財務諸表等を中心とするものであり、それらが簿記会計の理論と技術によってつくられる以上、これを避けて通るわけにはいかない。

簿記会計は、技術的性格が強いためなじみの少ない人には食わず嫌いで敬遠される傾向があるが、少なくとも実務の段階ではそれほどむずかしいものではないし、また、一度理屈と仕組みがわかってしまえば各種の応用ができる。特に、ここでは会計の実務家を対象とするつもりはないので、財務分析を行なうのに必要な範囲で簿記会計の基礎知識を要約して説明する。入手した財務諸表等がなにを意味し、また、どうやってできたものであるかを理解してほしい。

1. 簿記会計の準拠法令等

主要なものを列挙する。

(1) 証券取引法関係

証券取引法

企業会計原則（大蔵省企業会計審議会報告）

原価計算基準（同）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（大蔵省令）、通常

「財務諸表規則」という。

(2) 商法関係

商法（特に総則、株式会社・会社の計算）

株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則（法務省令）、通常「商法計算書類規則」という。

(3) 税法関係

実務的には、法人税法、法人税法施行令・施行規則、各種の通達も重視される。

2. 財務諸表等とはなにか

財務諸表規則では財務諸表、商法では計算書類という。いわゆる決算書と称されるものである。いずれも株式会社について問題となる。内容等は表－1のとおり。

<表－1>

準拠法令	財務諸表規則	商法計算書類規則
内 容	貸借対照表 損益計算書 財務諸表付属明細書 利益処分計算書	貸借対照表 損益計算書 営業報告書 準備金及び利益または利息の配当に関する議案
公認会計士監査士	有価証券届出書・報告書の提出会社について公認会計士、監査法人の監査証明が必要。 昭和52年4月1日以降開始する事業年度から連結財務諸表監査制度が始まった。	資本金10億円（証取対象会社5億円）以上の株式会社について、公認会計士、監査法人の監査証明が必要。

3. 簿記会計の基本的考え方

(1) 半永久的な経営活動を通常1年ないし6カ月ごとに区切って年度決

算を行なう（年度決算主義の原則）。不特定多数の株主、債権者等にその時期に応じて経営成績・財政状態を明らかにする必要があるためである。

(2) 収益・費用を、それを伴う事実ないし原因の発生した年度のものとして認識する（発生主義会計の原則）。特に収益については実現主義を原則とする。実現とは、発生し、かつ少なくとも債権として対価が確定していることをいう。

発生主義は対価の入金・支払をもって収益・費用を認識する現金主義と対応する考え方である。

(3) 収益と費用は対応させて考える（費用収益対応の原則）。当期の経営成果を表わすことが確実な収益をもとにして、これと因果関係をもつ費用を対応させる。

(4) 資産は取得原価で計上・表示される（取得原価主義会計の原則）。原則として時価への評価替えを認めない。ただし、この例外として棚卸資産・有価証券の低価法による評価および将来価格が回復する見込みがないときの時価までの評価減を許している。

(5) 資産は企業の調達した資金の運用を表わすものであり、負債・資本はその資金の調達原因を表わしている。すなわち、資産・負債・資本はすべて企業へ流入する資金の運用・調達関係を表わすものである。

(6) 資産は将来の収益と対応して原価となるべき未費消原価である。資金の運用として資産が取得されるが、そのうち、当期の収益に対応する部分が原価として費用化し、まだ対応しない部分が経過的に資産として残留する。棚卸資産は次期以降の売上高に対応する売上原価となり、前払費用は次期以降において支払利息、支払保険料等となり、また、償却資産は同じく減価償却費として費用化するように、収益に対応するかたちで費消されることによって期間的に配分され費用化する（費用の期間配分の原則）土地は減価しないという意味で多少性格が異なるが、これも将来の売却収益に対してはこれと対応する原価となる。

したがって、貸借対照表は2期間の損益計算書をつなぐ環の役割をもっている。

学説によると、資産の構成は、

- ① 貨幣
- ② 将来の貨幣（債権）
- ③ 将来の原価（未費消原価の塊）

という区分をしているが、これは、以上で述べた資産というものの意味をより正確に表わしている。

(7) 会計処理基準は必ずしも一つだけの絶対的なものではなくて、許されたいくつかの基準の選択ができる。したがって、会計的真実は相対的な真実を表わすものといわれる。このため、一度特定の許された基準を採用した以上、容易にその変更を認めないこととして比較可能性を維持する（継続性の原則）。これを変更するにはより合理的と考えられる根拠の存在を必要とする。

(8) 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性ある場合にはこれに備えて健全な会計処理を行なう（保守主義の原則）。予想収益は計上すべからず、予想費用はできる限り計上すべしということが健全な会計慣行と考えられている。収益計上における実現主義、棚卸資産、有価証券の低価法による評価等。

(9) 税法は法令に抵触しない限り、企業の最終意思を尊重し、確定決算をもって基準とする（確定決算基準）。特に、償却、評価損、引当金繰入損等のように一定の内部計算に基づく費用については、それが対外的に実現しない費用であって外部的に確認できないことから確定決算で損金として経理することを条件にこれを認める（損金経理）。

4. 財務諸表等の限界

- (1) 財務諸表等は企業の過去の記録であり、しかも会計的側面からとら

えたものである。したがって、将来を必ずしも的確に予測するものではないし、また、非会計の現象を表わしていない。

(2) 貸借対照表の資産の価額は時価を表わしていない。企業に流入した資金の運用による未費消原価である。

(3) 許された各種の会計処理基準があるので、必ずしも絶対的な数値を表わすものではない。継続性の原則により比較可能性を保証された相対的真実を表わしている。たとえば有形固定資産の減価償却方法として定率法と定額法等があり、また、棚卸資産の評価方法として先入先出法、最終仕入原価法等があり、それぞれの方法によって会計数値に違いが出てくるが、これはやむをえないと考えられている。

(4) 当然のことながら、外部に公表する財務諸表等に粉飾があれば、正しい財政状態・経営成績を表わさない。粉飾は悪であり、ルール違反であるが、残念ながらその跡を絶たない。会計監査の重要性が強調されることはいうまでもない。

5. 複式簿記の仕組み

(1) 簿記上の取引

企業の財産の増減をもたらす一切の事実をいう。売買、貸借等一般的な意味の取引が含まれることは当然であるが、それに限らず、火災による建物焼失、棚卸資産の評価減、償却資産の減価償却等も簿記上の取引となる。

取引はすべて原因と結果の二つの面をもつ（取引の二重性）。

(2) 複式簿記

取引を必ず原因と結果の二つの面からとらえる計算技術である。

（原因）	（結果）
売上の発生	売掛金の増加
借入金の減少	預金の減少
焼失損の発生	建物の減少